

志免町広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、志免町広告事業実施要綱(平成20年要綱第45号)第4条に規定する広告掲載の適否を判断する基準として、必要な事項を定める。

(規制対象業種又は業者)

第2条 次に掲げる業種又は業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条において規定される営業に該当するもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条において規定される貸金業に該当するもの
- (3) たばこに関するもの
- (4) ギャンブルに関するもの(宝くじに係るものを除く。)
- (5) 法律に定めのない医療類似行為に関するもの
- (6) 町の指名停止措置を受けている者
- (7) 町税を滞納している者

(広告内容の基準)

第3条 掲載する広告は、内容及び目的が明確で社会的に信用度の高い情報であり、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
- (2) 性的感情を著しく刺激するおそれのあるもの
- (3) 犯罪を誘発するおそれのあるもの
- (4) 粗暴性又は残虐性を助長するおそれのあるもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、公衆を惑わせ、又は不安を与えるおそれのあるもの
- (6) 虚偽、誇大又はまぎらわしい表現等により、公衆に誤解又は不利益を与えるおそれのあるもの
- (7) 町又は国等が推奨していると誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) 町の広告事業の円滑な運営に支障をきたすおそれのあるもの

(必要記載事項)

第4条 広告主は、責任の所在を明らかにするため、広告に広告主の名称、所在地及び連絡先を明記するものとする。

2 携帯電話、PHSのみをもって前項の規定による連絡先とすることはできない。

(補則)

第5条 この基準に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、個別の

基準が必要な場合は、町長が別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。